川西町空き家に付随した農地の別段の面積取扱基準に関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、川西町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随した農地

　等に係る、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定に基づく農地の権利

　取得の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

　に定めるところによる。

　（１）　農地　農地法第２条第１項に規定する農地をいう。

　（２）　別段の面積　農地法第３条第２項第５号の規定により川西町農業委員会

　　（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。

　（３）　空き家　町内に居住又は店舗利用を目的として建築し、現に使用していな

　　い又は近く使用しなくなる予定である戸建ての建物をいう。

　（４）　川西町空き家情報登録制度　川西町空き家情報登録制度要綱第２条第１項

　　　第１号に規定する制度をいう。

　（５）　空き家に付随した農地　川西町空き家情報登録制度に登録された空き家に

　　付随する農地の所有者が権利を有する川西町内にある農地のうち、１筆ごとに農

　　業委員会が指定したものをいう。

　（６）　総会　農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。

　（７）　遊休農地　農地法第３２条第１項各号に掲げる農地をいう。

　（別段面積）

第３条　別段の面積は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 設定区域 | 設定面積 |
| 空き家に付随した農地 | １アール |

２　前項の規定は川西町農業委員会が定める別段の面積の告示について（平成３０年

　農委告示第１８号）の規定による下限面積に優先して適用するものとする。

　（適用条件）

第４条　前条第１項に掲げる別段面積を適用するときは、空き家に付随した農地を一

　つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

　（１）　１筆ごとを単位とし、適用する時点において全て又は一部が遊休農地、若

しくは耕作できうる農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理

や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。

　（２）　空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること。ただし、

　　所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合は

　　この限りではない。

　（３）　農地の権利を取得しようとする者は、不動産投機等を目的とした農地取得

　　を防ぐため、権利の取得日から起算して５年以上継続して、取得した空き家へ住居し、及びその農地を耕作すること。

　（４）　空き家及び農地の権利の移転及び権利の設定については、空き家と農地を

　　同様の取得又は貸借の権利設定をすること。

　（添付書類）

第５条　空き家に付随した農地として農業委員会の指定を受けようとする者又は権

　利の取得の申請をしようとする者は、農地法第３条第１項の規定により農業委員会

　の許可を受けるための書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならな

　い。なお、その書類内容については、川西町空き家情報登録制度担当課と情報共有

　を行うものとする。

　（１）　空き家に付随した農地指定申請書（様式第１号）

　（２）　川西町空き家情報登録制度に登録されていることの確認書（様式第２号）

　（３）　取得農地を５年以上継続して耕作する旨の誓約書（様式第３号）

　（４）　農用地利用計画書（様式第４号）

　（５）　空き家に居住することが確認できるもの（賃貸契約書又は売買契約書の写し等）

　（６）　遊休農地を解消した届出書（様式第５号）

　（７）　前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの。

　（指定の解除）

第６条　農業委員会は、空き家に付随した農地の遊休農地の状態が解消したことを確

　認したときは、その指定を解除するものとする。

　（指定及び指定解除の方法）

第７条　農業委員会が空き家に付随した農地を指定し、又はその指定を解除しようと

　するときは、総会の決定を経るものとする。

　（告示）

第８条　農業委員会は、空き家に付随した農地を指定したとき又はその指定を解除し

　たときは、速やかに告示するものとする。

　（許可後の調査及び指導）

第９条　農業委員会は、この基準に従い権利を取得した農地の利用状況について、適

　宜調査を行い、適正に耕作していないと認めた場合又は今後見込まれる場合は、当

　該権利を有する者に指導を行うものとする。

　（補則）

第１０条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、告示の日から施行する。